

第二体制

新宮港

区分：「第二体制」

「大津波警報・津波警報」発表時発出

- 1 港内在泊船等は、港外の安全な海域に避難すること
港外退避ができない船舶にあっては、係留策の強化、漏油防止及び積荷の流出防止等必要な措置を講じること。
なお、港外退避、係留強化等は時間的に余裕がある場合のみ行うこととし、津波到達まで時間的余裕がない場合、乗組員等は、速やかに陸上高所等に避難すること。
- 2 航行中の船舶は、港外の安全な海域に避難すること
- 3 海岸付近にいる者は、直ちに陸上高所等へ避難すること。

区分：「解除」

「大津波警報、津波警報解除」発表時発出

第二体制が解除された場合でも、被災等による岸壁等の使用の可否、水路の安全等に留意して行動すること